

## 受託研究・共同研究の受入れについて

受託研究及び共同研究の受入れにつきましては、国立研究開発法人水産研究・教育機構の規程に基づいた契約が必要となります。  
以下のフロー図により、一連の流れをご確認いただけます。

①

### 研究を実施する教員との事前調整

研究を実施する本校教員との間で、予め契約内容に関する調整を行っていただきます。

本校内部で実施に関する事前の内部決裁が終了した時点で、次の手続に移ります。

### それ以外

研究を実施する教員が未定な場合や、その他一般的なご相談につきましては、以下窓口にご連絡ください。

**【事務担当者連絡先】**  
水産大学校校務部業務推進課  
業務推進係  
TEL:083-264-2033

②

### 申請書の提出

当機構指定の様式に従って、申請書をご提出いただきます。様式につきましては、研究を担当する教員または事務担当者にお問い合わせください。

③

### 契約書内容の調整・検討

申請機関のご担当者様と本校事務担当者及び教員との間で、契約書(案)について調整・検討の上で契約書を作成いたします。

④

### 受託研究・共同研究の受入れの決定

当機構内で正式な受入れの決定がなされた後、申請者宛に受入れ決定通知が送付されます。

⑤

### 契約の締結

双方で合意された内容にて、契約書の作成・押印の手続を行います。

⑥

### 研究の実施及び支払いの請求

契約書締結後に研究を実施しますが、当機構本部(横浜所在)の担当部署より、請求書を発行いたしますので、所定の期日までに所要の支払いをお願いいたします。